安全保障と学術に関する検討委員会
（声明）「軍事的安全保障研究に関する声明」
インパクト・レポート
（改訂版）

１　声明内容

（背景）

日本学術会議は 1950 年に「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明（声明）」を、また 1967 年には「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発出した。半世紀を経過し、近年、再び軍事と学術とが各方面で接近を見せている。その背景には、軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難になりつつあるという認識がある。他方で、学術が軍事との関係を深めることで、学術の本質が損なわれかねないとの危惧も広く共有されている。また、防衛装備庁が大学等の研究者をも対象とした安全保障技術研究推進制度を平成 27 年度に発足させ、これへの対応のあり方も検討を要するものとなっていた。

日本学術会議は、第 229 回幹事会（平成 28 年５月 20 日）の決定にもとづき、安全保障にかかわる事項と学術との関係について、今日の時点で日本学術会議として示すべき考え方を検討することを目的として、安全保障と学術に関する検討委員会を設置した。

本声明は、安全保障と学術に関する検討委員会が審議を行い、第 243 回幹事会（平成 29 年３月 24 日）において決定したものである。

なお、インパクト・レポートは意思の表出から一年以内に幹事会に提出するものとされており、通例、一年後をめどに提出されている。しかし本声明の場合、インパクトの大きさとその範囲の広さ、ならびに課題別委員会である当委員会がこの９月で任期切れとなることに鑑み、この時点で出すことが適切と判断した。次期以降との連続性に関しては、「５．考察」を参照されたい。

（声明全文）

日本学術会議が 1949 年に創設され、1950 年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、また 1967 年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記２つの声明を継承する。

他で[16]、助成制度「研究拠点形成事業　平成 30 年度分 募集要項」ではその XI その他で[17]、それぞれ「本会は、軍事目的の研究を支援しません。」と記載されている。

（総合科学技術・イノベーション会議、文部科学省等の動き）

総合科学技術・イノベーション会議、文部科学省等の行政府の科学技術イノベーション政策担当部局、科学技術・学術・高等教育政策担当部局で本声明に対応した動きは確認されていない。

なお、本声明の公表以後にまとめられ、総合科学技術・イノベーション会議の議を経て閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略 2017」において、その第３章 経済・社会的課題への対応の（２）国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現の項目中に「③国家安全保障上の諸課題への対応」が掲げられている。

ここでは「我が国の優れた科学技術を国家安全保障上の諸課題への対応に幅広く活用していく必要がある。昨今の高度化した技術は、当初は必ずしも想定していなかったような分野で活用・発展することが多くあり、技術力は我が国の経済・社会活動を支える基盤であるとともに、国及び国民の安全・安心を確保するための基盤ともなっている。このため、関係府省・産学官の連携の下、国家安全保障上の諸課題に取り組むために必要な技術の研究開発を推進することも重要である。」と記されている。また、重きを置くべき取組として、「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究の推進及び開発サイクルの早い民生技術の短期実用化への取組の推進　【防衛省】」が例示されている[18]。

本戦略のとりまとめにあたって声明がどのような影響を与えたかは明らかでないが、今後の政府の動向に注目が必要と考えるので、本報告に記しておきたい。

上記①及び②を総合して、立法府及び行政府において声明の存在及び概要が認知されつつあると考える。

I.26　安全保障技術研究推進制度については、規模の拡大にもかかわらず、大学からの応募が伸び悩み、声明を受けて多くの大学が慎重な対応をとりつつあることを窺わせる。

[16] 日本学術振興会「研究拠点形成事業 JSPS Core-to-Core Program 平成 30 年度分募集要項」〈http://www.jsps.go.jp/j-c2c/data/h30core-youkou.pdf〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

[17] 日本学術振興会「二国間交流事業共同研究・セミナー平成 30 年度（2018 年度）分募集要項」〈http://www.jsps.go.jp/j-bilat/semina/shinsei_bosyu/01_bosyu-youkou_h30.pdf〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

[18] 内閣府『科学技術イノベーション総合戦略 2017』2017 年６月２日、67-68 頁。〈http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2017/honbun2017.pdf〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

（２）研究教育機関・学協会・市民社会等の反応

①大学等の反応

大学等の研究教育機関では以下の反応がみられる。

（審議体制を整備した事例）

声明の公表と相前後して、豊橋技術科学大学では、「競争的資金制度等による安全保障研究の取扱い（平成 29 年３月 22 日　学長裁定）」を決定し、軍事的安全保障研究に係る審査体制を整備したとしている[19]。　また、東京電機大学は審査制度を設置したと伝えられている[20]。

I.9 （声明に沿った対応をとるとした事例）

日本学術会議の声明と相前後して、法政大学[21]、関西大学[22]、滋賀県立大学[23]、広島市立大学[24]、中央大学[25]、静岡県立大学[26]などでは、軍事研究やデュアルユース研究等につき、日本学術会議の声明の趣旨に沿った内容で、学長による声明の発表、方針の策定や相談窓口の整備等の対応を講じている。また、高知工科大学は軍事研究を行わず、学内で行われる研究が軍事研究に当たるかどうかをチェックする審査委員会を設置する方針を[27]、新潟大学、信州大学、広島大学、長崎大学、琉球大学なども、安全保障技術研究推進制度には事実上応募しない方針を打ち出したとされている[28]。

---

[19] 豊橋技術科学大学規程集「第８章学術・研究」〈http://www.tut.ac.jp/gakusoku/rule/500.html〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

[20] 「防衛省資金提供制度に４研究法人が応募＝見送り判断は５大学」時事ドットコムニュース、2017 年６月 25 日。〈http://www.jiji.com/jc/article?k=2017062500240&g=soc〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

[21] 「軍事研究・デュアルユース（軍民両用）研究等に関する本学の対応について」法政大学ホームページ、2017 年１月 27 日。〈https://www.hosei.ac.jp/NEWS/newsrelease/170127.html〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

[22] 「『軍民両用技術（デュアルユース）に関する研究費』相談窓口を設置しました」関西大学ホームページ、2017 年２月 27 日。〈http://www.kansai-u.ac.jp/Kenkyushien/2017/02/post_78.html〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

[23] 「本学の研究理念等に抵触する可能性がある公募制度への応募等における可否判断基準および手続き」滋賀県立大学ホームページ、2017 年３月 21 日。〈http://www.usp.ac.jp/user/filer_public/e1/66/e166e47e-f046-4f79-a86d-9c9af161c048/handankijyun.pdf〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

[24] 「『軍事研究』に対する本学の基本方針について」広島市立大学ホームページ、2017 年３月 23 日。〈https://www.hiroshima-cu.ac.jp/aboutus/category0013/content0538/content0816/〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

[25] 「軍事的安全保障研究に関する本学の対応について」中央大学ホームページ、2017 年６月９日。〈http://www.chuo-u.ac.jp/research/res_strat_mtg/news/2017/06/57060/〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

[26] 「軍事研究等に関する指針の公表について」静岡県立大学ホームページ、2017 年６月 26 日。〈http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/news/20170626a/〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

[27] 「高知工科大は軍事研究しない」『高知新聞』2017 年５月 23 日。〈https://www.kochinews.co.jp/article/100623/〉（2017 年８月 18 日最終閲覧）

[28] 『東京新聞』2017 年３月５日、朝刊。ほか。

③基礎的な研究ならば問題ないか
　防衛関係機関から資金を得て行われる研究は、基礎研究とされていても、軍事利用につなげることが目的とされている限り、本声明でいう軍事的安全保障研究の一環と考えられるので、基礎研究であることをもって、一律にその研究適切性を推定することは適切でない。

④研究成果が民生にも利用できれば問題ないか
　軍事的にも利用されるが民生的にも利用できる軍民両用的な（デュアルユース）研究なら問題ないのではないかとの議論がある。しかし、ほとんどの技術がデュアルユース性を持つと考えられるので、デュアルユース性は研究の適切性の判断の基準とは必ずしもならない。

⑤研究成果の公開にあたって科学者は何に留意すべきか
　日本学術会議の声明「科学者の行動規範」（平成 25 年 1 月 25 日改定）では、以下のように記されている。

（科学研究の利用の両義性）６　科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

　このように、民生的な研究資金で行われた研究の成果といえども、科学者はその両義性に留意し、科学者の行動規範に即して適切に行動することが求められている。

I.21 ⑥大学等における安全保障貿易管理はどうあるべきか
　軍事的安全保障研究を含む先端的な研究領域では、研究成果の海外での軍事的応用を防ぐため、安全保障貿易管理が行われている。大学等は、法令に基づく安全保障貿易管理を適切に行うことは当然としても、それによって、その国内外に開かれた自由な研究・教育環境の維持に支障を生じないよう、制度の適切な運営に努力する必要がある。

⑦研究成果の利用に対して科学者はどう対応すべきか
　日本学術会議の「科学者の行動規範」では以下のように記されている。

（科学者の基本的責任）１　科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

　このように、科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有することをまず自覚し、その質の担保のために最善を尽くす必要があ